

平成29年度 第3回河南町特別職報酬等審議会議事録

日 時 平成30年2月15日(木) 午前10時～

場 所 河南町役場4階 401会議室

出席者 榎野日出男会長、浅野雅美委員、石原佑也委員、村元保男委員、吉岡賀子委員

事務局 総務部 南部長、人事財政課 渡辺課長、和田課長補佐

1 追加資料説明

追加資料4 市町村長の退職手当(任期4年)

副市町村長の退職手当(任期4年)

教育長の退職手当(任期3年)

2 答申(案)説明

3 審 議

【議事内容】

会 長 それじゃ、改めまして、皆さんおはようございます。貴重な時間でございます、本当に申しわけないなと思いますが、大変重要な課題でございますのでご審議をいただきたいと思います。

ただいまから第3回目の報酬審議会を開会させていただきます。

第1回目で特別職の報酬で退職手当は支給するというので、2回目では、じゃ、どんな額にしたらええねんと、具体案もかなり詰めていただいたというふうになっております。特別職の退職金、退職手当という件につきましては、算定方式は今も出ております。在職月数を掛けると、それで支給の割合につきましては、町長は前回、100分の45から100分の35に引き下げた。副町長につきましては、100分の25から100分の22.5に引き下げた。教育長は100分の20から100分の18に引き下げたというふうな流れがございまして、条例の改定につきましては恒久的な引き下げということで、本則により改定をすることまでお決めいただきました。この結果に基づきまして、事務局のほうで答申案を用意するようということをお願いしておきましたが、具体的な退職手当の答申案の文面については、ただいまから事務局のほうから説明をしていただくようにいたします。じゃ、事務局よろしく願いいたします。

事務局 それでは、事前にお配りさせていただきました資料と答申案でございますけど、まず追加資料の4というやつを見ていただきたいと思います。

前回お決めいただいた中身で具体的に数字で進めさせていただいています。まず、一番上が市町村長の退職手当ということで、条例本則、現行は月額報酬が84万円、算定方式が在職月数ということで、4年で48カ月を乗じまして支給割合は100分の45ということで計算いたしますと、条例本則で計算した場合は1,814万4,000円となります。前回の会議で、平成25年の答申と同様にこの100分の45を100

分の35に引き下げることが適当とのご意見をいただきまして、それで計算しますとその下の行になりますが、答申案ですが、84万円に在職月月数を掛けて支給割合100分の35といたしますと1,411万2,000円となります。これで403万2,000円の減となりまして、平成25年に引き下げました一般職の引き下げ額に相当する金額となりました。

次に、昨年の12月定例会においても、一般職がさらに78万円引き下げされていることを受け、その分も上乘せを検討すべきとのご意見をいただきまして、今回、支給額の部分を見ていただきますと、表の2行目の今回支給額というところでございますが、答申案のほうでいきますと、報酬月額84万に対して13%削減されておりますので73万800円、それを支給割合100分の35といたしますと1,227万7,440円という形になります。

その下が前回の支給額ということで4年前の退職手当でございまして、前回の支給額の答申いただいた部分で支給をしておりますので75万6,000円で100分の35ということで、前回は1,270万800円ということで、前回から今回、さらに42万3,360円の減額となります。これによりまして前回より引き下げがされているということで、報酬月額自体を引き下げていますので、これにより一般職とも遜色がないのではないかというふうに考えております。

府内町村平均ということで、前回お示しさせていただきました大阪府内10町村の平均の退職手当、本則でいきますと1,477万9,760円となりまして、今回答申をいただく1,411万2,000円と比較いたしますと町村平均を66万7,760円の減となります。この部分につきましても、財政力等を考えれば一定の均衡は図られているのではないかと考えております。

続きまして、副市町村長の退職手当でございます。

今回、条例本則の答申案のところでございますと、70万に在職月方式で支給率、前回の答申と同様に22.5に引き下げた場合、退職金額は756万円となります。その表の一番下の府内町村平均を見ていただきますと、774万1,760円ということで府内平均を下回ることにはなりますが、先ほどの町長と同様の考えから遜色はないのではないかというふうに考えております。

次に、教育長の退職手当につきましては、条例本則で答申案でございますと、67万円に在職月月数を掛けまして100分の18、任期は3年ということで計算いたしますと434万1,600円となります。これを町村の平均と比較いたしますと、431万4,690円とほぼ近似値とはなりますが、町村平均を若干上回る形となっております。この件につきましては、ほかの町村ではなかなか小学校の統合とかが計画的に進んでいないところ、本町につきましては小学校統合と計画的に進んでいることも踏まえまして、ちょっと上回るとしてもバランスはとれているのではないかと考えております。

したがいまして、前回の会議で町長、副町長、教育長の支給割合、決定していただいた内容で具体的な退職金額を計算いたしますと、いろんなことを考えても遜色がないものというふうを考えられるというふうな結果となりました。具体的な数字については以上であります。

それに基づきまして答申案のほうを作成させていただきました。答申案のほうを見ていただきたいと思います。答申案の説明につきましては基本的に朗読をさせていただきますと思います。

まず、めくっていただきまして、はじめにということで、平成 30 年 1 月 18 日に河南町長から、特別職、町長、副町長及び教育長の退職手当の額等についての諮問を受けました。諮問を受けた経緯として、平成 29 年 12 月 20 日の定例会議において国家公務員の退職手当が引き下げられたことを受け、一般職の退職手当に関する条例が改正された。これによりまして、特別職の退職手当についても検討する必要があるため意見を求められたということでございます。

ただし、諮問を受けるまでの期間に生じた平成 29 年 12 月 5 日の定例会議において可決された議員提出議案第 7 号、平成 30 年 1 月 16 日の臨時会議において可決された委員会提出議案第 1 号については、ともに特別職の退職手当を見直すものではあるが、当審議会としてはこれらの経過や内容にとらわれることなく、中立、公正な立場に立って、大阪府下の近隣市及び他町村の状況、本町の財政状況、一般職の退職手当の削減状況などから慎重に審議を重ね、次の審議結果を得たということでございます。

具体的に答申の中身でございますが、特別職、町長、副町長及び教育長の退職手当の額についてということで、退職手当の算定方式及び支給割合。町長、副町長及び教育長の退職手当の算定方式及び支給割合については次のとおりとすることが適当であると、算定方式については在職月方式、支給割合については町長が 100 分の 35、副町長が 100 分の 22.5、教育長が 100 分の 18 ということでございます。改定の実施時期については、一般職の退職手当に関する条例が平成 30 年 1 月 1 日に施行され、同年 3 月 31 日の退職手当に適用されることから、同日に任期満了となる町長の退職手当においても上記の支給割合を適用することが適当であるというふうに、今回の 3 月 31 日の任期満了については新しい支給割合ということが適当という結論とさせていただきます。

めくっていただきまして、審議会の開催の状況ということで、第 1 回の審議会が平成 30 年 1 月 18 日、第 2 回審議会が 1 月 29 日、そして第 3 回審議会としまして、本日 30 年 2 月 15 日という形になってます。

審議経過及び内容ということでございます。地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による町長の附属機関として、地方公共団体の特別職の報酬等の額の決定について、第三者機関の意見を聞くことにより一層の公正を期することができるので、

区域内の公共的団体等の代表者など5名の委員構成から成る河南町特別職報酬等審議会が平成30年1月18日に設置された。

まず、第1回審議会では、町長、副町長及び教育長の退職手当の額について諮問するに至った経過と、各種資料の説明が事務局よりあった。事務局の説明より、本町の財政力指数は町村の平均を下回り、自主財源に乏しく、地方交付税に依存している構造となっているが、財政の健全化を示す指標は基準を満たしており、黒字決算を維持することを確認した。また、税収では、これはB委員がおっしゃっていただいたことですが、賦課額が減少する中で、徴収率の向上により増収となっていることを確認した。

次に、特別職の退職手当を支給することについて検討を行った。府内近隣市及び町村の特別職の退職手当については、地方自治法の規定により各自治体の判断に委ねられていることから退職手当を廃止している自治体もあり、また選挙公約により任期限りの削減などさまざまな場合が見受けられた。しかし、府内町村で退職手当を辞退している自治体はあるが、退職手当を廃止している自治体はなく、常勤である勤務形態や4年という任期における特別職としての職務職責、業務に伴うリスクなどを考えれば、任期中の功績を評価する意味においても退職手当は支給すべきであると決定したということで、第1回の審議会では、公約等のやつを一般化するのではなく退職手当を支給すべきということを決定していただきました。

第2回審議会では、前回の審議を経て具体的な退職手当について検討を行ったと、まず市町村長の退職手当については、選挙公約などみずからの判断で削減していることは考慮せず、各自治体の条例に規定されている本来あるべき退職手当で検討することを決定した。

次に、退職手当の見直しの要因となった一般職の退職手当との比較において、平成25年に大幅な引き下げがあり、さらに平成29年も引き下げられたことを受け、特別職の退職手当も同程度の引き下げをやむを得ないと決定した。

次に、退職手当の水準は府内町村の平均値を参考とし、算定方式や支給割合の検討を行った。まず、算定方式については、平成30年1月臨時会議において、在職月方式から一般職同様の在職年方式に改正された。しかし、任期は4年であるが、身分が保障されているわけではなく、任期中の政治的責任などにより失職もあることから、多数の自治体で採用している在職月方式により算定することを決定した。

次に、支給割合について、前回、平成25年の答申で引き下げられた支給割合、100分の45を100分の35に引き下げを中心に検討した。その結果、町長は、退職手当の基礎となる報酬月額を前回10%から13%削減より引き下げられていることから、前回の支給割合とした場合でも一般職との均衡が図られることから、前回の

支給割合と同じにすることを決定した。この結果、町長の退職手当は参考とした府内町村の平均値を下回る厳しい内容となるが、住民目線の立場で考えればやむを得ないと判断した。

次に、副町長及び教育長の退職手当についても、前回答申で引き下げられた支給割合、副町長は100分の25を100分の22.5に、教育長は100分の20を100分の18で検討した結果、府内町村の平均値の近似値となることから、前回の支給割合と同じにすることを決定した。

それから、前回の改正は附則により任期限りの改正であったが、今回は本来あるべき退職手当の審議であったことから、本則により改正することにより、恒久的な削減とすることを決定した。

第3回、本日ですけれども、前2回までの審議内容について府内町村の退職手当と比較、一般職の削減との均衡性、前回答申からの継続性などを確認し、答申内容を決定したということで、前2回の中身で決めていただいたやつを答申案の文案とさせていただきます。

最後に、おわりにということで、今回の諮問は特別職の退職手当に関するものであったが、本来であれば報酬月額や期末手当など、退職手当も含め総額ベースにより府内町村との均衡を検討する必要があると思慮する。また、今回の審議の中で、町長への評価は、高い情報発信力と積極的な行動力、事業を推進するリーダーシップなど、非常にすぐれているとの意見がある一方で、町長の退職手当が議会との確執で社会の注目を浴びている現状に苦言を呈すると同時に、町住民の負託を受けた者としての自覚のもとに、高邁な見識と善意を基盤にした良識に基づき、かかる不毛の論争に早期の終結を図れるよう求めたいということで、終わりのほうにつきましては榎野会長さんのほうからこういった内容を盛り込んでいただきたいということでございましたので、最終的に盛り込みをさせていただいたところです。

答申の文案についての説明といたします。

会 長 以上で説明が終わりました。何か皆さん方のほうからご意見、あるいは修正意見等ありましたら承りたいと思います。

C委員 これは答申案の説明がございまして、委員の皆さん方、1回、2回、3回目になるんですけど、答申（案）ということで上げていただきました。その上なんですけど、これは申しわけないんですけども、私も答申案の退職金の金額ばかり気になってここで話しさせてもらったんですけど、支給割合が月方式ということで、先ほど説明があった町長が100分の35、副町長が100分の22.5、教育長が100分の18と出ておりますが、基礎となる報酬月額は既に町長については10から13、また副町長については3から6、教育長についても3から6は削減ということで、これを基礎に月方式で計算されているわけなんですけど、期末手当というのが出て

くるんですよ。それが町長にしろ副町長にしろ、教育長は3年なんですけれども、期末手当も含めてトータルで幾らと考えるのも一つの方法じゃないかなと思うんですが、この資料の中の期末手当、事務局の資料には、一切入っていないですわな。

事務局 はい、今回は退職手当だけです。

C委員 ほんで、期末手当も数字がわかれば示していただきたいんですけどね。ちょっと気になったのが答申書の5、終わり3ページです。今回の諮問は特別職の退職手当に関するものであったと、本来であれば報酬月額や期末手当など、退職手当も含めて総額ベースにより府内町村との均衡を検討する必要があると思慮したと、これが私、附則であればちょっとなんですんやけれど、条例改正の本則がありますので、将来のことも含む、また慎重にもうちょっと検討できたらなと思うんですわ。今、期末手当の数字がわかっただけで、わかれば。

事務局 期末手当については、報酬月額に1.15を掛けまして4.25カ月なので、大体73万800円掛ける1.15を掛けて4.25カ月か、大体357万とか360万ぐらいですね。ボーナスは。

C委員 町長でね。

事務局 はい。

C委員 それは出た数字で4年間の中でプラスされる評価というのかな、全体の報酬で幾らかというのも一つの考えがあるのと違うかなと思うんですけど、会長は検討していただけたらと思うんですけども、やはり今までというより、改正が今までされているのは附則でされておるんですよ、本条例で。将来ずっとやないけど、改正がない限りもうそれでいかれるのでやはり果たしてこれでいいものか、高いものか低いものかちゅうことも全体の中で見てみられたらなと思うんですが。

会 長 要するに4年間のトータル、総合がどうあるかということですね。

C委員 また、ほかの市町村の。

会 長 それに基づくからこうあるかなと、こういう考え方です。

C委員 そんなわからんと、今回はこうやちゅうて頑張ればいいと思うんですけど、やはりこういう条例の改正いうたら、なかなかそれは簡単にできるものでありませんので。

会 長 どうですか、皆さん。今重要なポイントをご指摘いただいたように思うんですが、退職手当に焦点は絞られてきて審議をしてきたわけだけど、それは一つの方法ではあるんだけど、総額で他の市町村との対比というような形で検討すべきというのがご意向だろうと思うんですけども。

C委員 今になって、これも申しわけないことなんですけどもね。

会 長 はい、どうぞ。

A委員 先ほど示していただきました委員会資料の4の金額は、今の町村もそれは計算し

てないということですね。

事務局 これは退職手当だけであって、報酬月額もバラバラですし、地域手当を出してるところもありますし、期末手当の月数についても各町村バラバラです。そやから、特別職の報酬や手当というのは本当に各自治体の判断に委ねられているところがあるんで、そこの自治体で決められているので、全部が一律に一般職のように国で決まった基準で幾らというのがないんで。そやから、総額4年で幾らになるというのはちょっと今資料が。

C委員 事務局さん、すみません。ほんで、今現在、町長ですね。13%カットになっておるでしょう。

事務局 はい。

C委員 これ、附則ですね。

事務局 そうです。附則ですね。

C委員 そうということですね。本則の改定されたとなっていないですわな。

事務局 本則は84万円です。

C委員 これはもとへ戻るといのは、附則に戻るわけやね、これは。

事務局 そうですね。3月31日の。

C委員 計算しないでそんなことしませんけどね。

事務局 3月31日の任期満了までが13%削減なんで。

C委員 そうということですよ。

事務局 4月1日以降については84万円でございます。従来から改選があるたびにこういったところで諮ってもらって、どうしようというのを決めてはりますけど。

C委員 議員も既にそうですけど、本則に戻ってますけど。

会 長 そういう資料はどなの、トータル。

事務局 トータルの資料、4年の任期で大体の総額、町長のやつは簡単には試算はしてるんですけど、ほかの町村のやつはつくってないんで、今総額ベースでほかの町村との比較ということになれば、ちょっと今資料がないんで、そこはちょっと。

会 長 出すことは、出そうと思ったら出せるわけ。

事務局 時間をいただければ。今日はすぐできていないんで、またやっていただくという形にはなってしまいますけど、全ての自治体の報酬月額なり期末手当なり退職手当の支給割合を全部公表されているので。

会 長 あ、そう。オープンになってんねんな。

事務局 はい、オープンになっているんで、その資料をひもといて総額を出すことは可能は可能です。

C委員 それ、できればやっていただけませんか、事務局さん。

会 長 報酬審議会というのは、やっぱりこれは公平であると同時に、公正公平であると同時に、やっぱりどこからつかれても、こうやけども、間違いなく回答ができ

るような資料を踏まえた上での答申ということが、これはもう大原則になると思うんで。やっぱり委員さん全員が共通した認識を持つっていただけた資料が用意できるのであれば、再度その資料をもとにしてもう一遍検討する必要があるかなというふうに私としては思うんですが、皆さんいかがでしょう。ご面倒かけますが、もう一回ぐらい審議をしていただくというようなことになりかねませんけれども、これでいきますと。いかがでしょう。あと、そうすると、あなたが今言っていた地域手当とか。

事務局 まず月額報酬ですね。あと、町村によっては地域手当を支給してる町村もあります。それがおおむね大体6%です。

C委員 地域手当も出てるどころ、あんの。

事務局 地域手当を支給しているところと支給してないところ、これもバラバラです。期末手当についても各町村でばらばらです。ですんで、大阪府内の町村、4年総額を出そうと思ったら資料としては出せますわ、すぐ。ただきょうは出ないんで次という形になって、それを確認した上でやっぱり答申やということになるのであれば、それはもう私どもは別にして、それはやむを得ないと思いますので。

会長 じゃ、さらに公正を期する意味で、その資料の提出を待ってもう一回審議ということではよろしいですか、皆さん。

C委員 私は結構です。

A委員 慎重にということですか。

会長 はい。

C委員 これ、先ほども言ったように、それだったら現在こんなもん違うかなと言ったと思うんですけど、本文もやはり条例化されるものになるんで、もうちょっと審議させて、ほうがいいかなと思ったり。

会長 じゃ、一応そういう方向でくくらせていただいてよろしいですか。

はい、ありがとうございます。皆さんうなずいていただいたので、それじゃ、その資料、至急にほんなら用意してもらって、また次の日程を暫定させていただきたいと思いますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

事務局 ということは、今日は答申はなしというか。

会長 お流れか、しゃあない。

C委員 事務局さん、調べていただく時間、日にちもございますので、それにしてもまた会長等のほうへ連絡していただいて。何やったらそのときに、また改めて連絡いただいたら結構ですよ。

事務局 そうですね。日程だけ入れていただいたら、逆算してそれまでに資料はつくりまますけどね。

C委員 ええやん。また、できた時点で会長と相談してええ日を決めてくれれば。その日ぐあい悪かったらあきませんということやから、そうしよう、もう。



会 長 ほんなら、一応次のスケジュールについては、事務局の資料ができ上がり次第ちょっと検討させていただいて、皆さんにお諮りをしながらスケジュールを決めさせていただくということにさせていただいてよろしいですね。

事務局 そしたら、町長にもその旨。お伝えさせていただきます。

C委員 申しわけない、えらいすみませんけども、会長。

会 長 いいえ、いいえ。これは大事なこと、私うっかりしてたんやけど、これは言われてみると大事なことです。

じゃ、きょうのところはこれで。ほか何かあるか、事務局のほうから。

A委員 ちょっとすみません。読ませてもろうてて、きょうの答申案、廃止されてるところはないと書いてある。

事務局 町村ではないです。町村ではない、市では。藤井寺は廃止しています。府内の町村では廃止されてるところはなかったと思います。

A委員 いやいや、僕もたしか藤井寺はと聞いたんで、これは確かにそう聞いたので。

事務局 最終的には近隣市も資料として出させていただいたんですけど、最終的にはやはり府内の町村のベースでいろいろ検討いただいたんで、府内の町村ということで。

A委員 そういうことやろうな。それは、ほんなら了解です。

C委員 そうか、余計なこと言うた。申しわけない。これを見てて5番のすごい気になったんですよ。

会 長 それは当然です。ありがとうございます。わかりました。じゃ、きょうのところはこれで閉会とさせていただきます。ご苦労さまでした。